

○東御市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

平成 16 年 4 月 1 日

告示第 30 号

(趣旨)

第 1 条 [この告示](#)は、私立幼稚園の設置者(以下「設置者」という。)が行う入園料及び保育料(以下「保育料等」という。)の減額又は免除することに対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、[東御市補助金等交付規則\(平成 16 年東御市規則第 37 号。以下「規則」という。\)](#)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象の範囲及び補助額)

第 2 条 市は、設置者が、当該幼稚園に在園する満 3 歳児、3 歳児、4 歳児及び 5 歳児(以下「園児」という。)の保護者に対し、保育料等を減額し、又は免除する場合は、文部科学省が定める当該年度の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に定める額(以下「基準額」という。)を限度として補助を行うものとする。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、設置者が、第 3 子以降の園児の保育料等を減額し、又は免除する場合は、設置者が定める保育料等の額から基準額を控除した額の 2 分の 1 の額に基準額を加えた額を限度として補助することができる。

3 [前 2 項](#)の規定にかかわらず、設置者が、生活保護法の規定に基づく保護を受けている世帯又は当該年度の市民税が非課税となる母子又は父子世帯の園児の保育料等を減額し、又は免除する場合は、設置者が定める保育料等の額を限度として補助することができる。

(補助金交付の申請等)

第 3 条 [規則第 3 条](#)に規定する補助金等交付申請書は、私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書([様式第 1 号](#))によるものとし、その関係書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書([様式第 2 号](#))
- (2) 保育料等減免措置に関する調書([様式第 3 号](#))
- (3) 園の[規則](#)等の徴収している入園料及び保育料額を明らかにする調書

(4) [前3号](#)に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

- 2 [前項](#)の規定による保育料等減免措置に関する調書には、市民税の課税(非課税)証明書又は市民税の納税通知書の写しを添付するものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく保護を受けている世帯にあつては、福祉事務所長の証明書によって代えることができるものとする。

(減免措置の報告)

第4条 交付の決定を受けた設置者は、保育料等減免措置の方法に関する報告書([様式第4号](#))により、12月31日までに市長に報告するものとする。

(実績報告)

第5条 [規則第13条](#)に規定する補助事業等実績報告書は、私立幼稚園就園奨励費補助金実績報告書([様式第5号](#))によるものとし、設置者は減免措置を完了した日後15日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに市長に提出するものとする。

(証拠書類)

第6条 補助金の交付を受ける設置者は、保育料等を減額し、又は免除したことを明らかにした証拠書類([様式第6号](#))を備えておかなければならない。

第7条 市長は、補助金の交付の事務処理上必要と認めるときは、[前条](#)に規定する書類の提出を求めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 [この告示](#)は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 [この告示](#)の施行の日の前日までに、合併前の東部町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成10年東部町告示第41号)又は北御牧村私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和55年北御牧村教委告示第2号)の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、それぞれ[この告示](#)の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 16 年 5 月 24 日告示第 221 号)

この告示は、告示の日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 5 月 30 日告示第 32 号)

この告示は、告示の日から施行し、平成 17 年度の補助金から適用する。

附 則(平成 18 年 6 月 12 日告示第 45 号)

この告示は、告示の日から施行し、平成 18 年度の補助金から適用する。

附 則(平成 19 年 6 月 15 日告示第 45 号)

この告示は、告示の日から施行し、平成 19 年度の補助金から適用する。

附 則(平成 20 年 5 月 30 日告示第 40 号)

この告示は、告示の日から施行し、平成 20 年度の補助金から適用する。

附 則(平成 21 年 5 月 25 日告示第 58 号)

この告示は、告示の日から施行し、平成 21 年度の補助金から適用する。

附 則(平成 22 年 6 月 1 日告示第 42 号)

この告示は、告示の日から施行する。

[様式第 1 号\(第 3 条関係\)](#)

様式第1号(第3条関係)

年度私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書

年 月 日

(申請先)  
東御市長

私立幼稚園の設置者

住 所

氏 名



年度私立幼稚園就園奨励費補助金を下記のとおり交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 保育料等減免措置に関する調書
  - (3) 園の規則等の徴収している入園料及び保育料額を明らかにする調書

様式第2号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

事業計画書

(単位：人、円)

所得階層区分	国庫補助対象事業						国庫補助対象外事業						対 人 合 計	事業費合計 ①+②+④
	満3歳児	2歳児	4歳児	5歳児	計 ①	減免率 ② ③=①×②	満3歳児	2歳児	4歳児	5歳児	計 ④	上乗せ 率⑤ ⑥=④×⑤		
A 国庫補助の対象となる階層														
1 生活保護世帯														
2 市民税非課税世帯														
3 市民税所得割未課税世帯														
4 所得割課税額3,000円以下														
5 所得割課税額100,100円以下														
6														
7														
8														
9														
10														
B 国庫補助の対象とならない階層														
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
計														

様式第3号(第3条関係)

様式第3号(第3条関係)

保育料等減免措置に関する調書

年 月 日作成

対象在園幼児(年齢は4月1日現在の年齢)				
在園幼児氏名 男・女 年 月 日生( 歳)			在園幼稚園名 幼稚園	
在園幼児の保護者の住所及び氏名		住 所 電話番号	保護者氏名 ㊟	
在園幼児の属する世帯の状況(4月1日現在) (途中入園の場合はその日)				
ふりがな 氏 名 (在園幼児を含む。)	生 年 月 日 (※は該当があれば○をつける。)	在園幼児 との続柄	市民税課税額	
			均等割額	所得割額
	年 月 日生	在園幼児 本 人	円	円
	明・大 昭・平 年 月 日生 ※(他園、小1・2・3年生)		円	円
	明・大 昭・平 年 月 日生 ※(他園、小1・2・3年生)		円	円
	明・大 昭・平 年 月 日生 ※(他園、小1・2・3年生)		円	円
	明・大 昭・平 年 月 日生 ※(他園、小1・2・3年生)		円	円
	明・大 昭・平 年 月 日生 ※(他園、小1・2・3年生)		円	円
本調書に関し、同一世帯の家族全員の市民税課税額の確認については、在園期間中、税務関係資料を閲覧することに同意します。				
			保護者氏名 ㊟	
(提出先) 東御市長				
上記の者は、当幼稚園の在園児であることを証明します。				
			年 月 日	
			幼稚園長又は 幼稚園設置者 ㊟	

注1 「在園幼児の属する世帯の状況」欄には在園幼児本人も含め、在園幼児と生計を共にする方全員の状況を記入してください。

2 対象在園幼児が世帯に2人以上いる場合は、この調書は、在園幼児1人につき1枚を記入してください。



様式第5号(第6条関係)

年度私立幼稚園就園奨励費補助金実績報告書

年 月 日

(報告先)  
東御市長

私立幼稚園の設置者  
住所  
氏名 ㊟

年度私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告について、関係書類を添えて報告します。

記

1 添付書類

保育料等減免措置の方法に関する報告書

様式第 6 号(第 7 条関係)

様式第6号(第7条関係)

保育料等の減免について

保護者 住 所

氏 名



園児 に係る入園料、保育料について 円の減免を受けたことを  
確認しました。

年 月 日

幼稚園長 様